

## 6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。

A : 都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

B : 都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

C : 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1 A A 地域および A 地域の 1 車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考え方から、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。

2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および 4 車線以上の市町村道をいう。

3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2 車線以下の道路にあっては 15 メートル、2 車線を超える道路にあっては 20 メートルまでをいう。

4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6-1-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	当 該 地 域
I	70 デシベル 以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域(以下「用途地域」という。)の定めのある地域については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域、用途地域の定めのない地域については、主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち、用途地域の定めのある地域については、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域、用途地域の定めのない地域については、主として商工業の用に供される地域

(注) 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。

- (1) トンネル区間(ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。)
- (2) 河川区域
- (3) 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域